

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条—第47条）」を
「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第42条の2・第42条の3）」に改める。
「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条—第47条）」を

「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第114条—第131条）」に、「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第182条—第188条）」を
「第6節 共生型居宅サービスに関する基準（第181条の2・第181条の3）」に改める。
「第7節 基準該当居宅サービスに関する基準（第182条—第188条）」を

第1条中「第70条第2項第1号」の次に「、第72条の2第1項各号」を加える。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第11条中「居宅介護支援事業者」の次に「法第8条第24項に規定する」を加える。

第14条中「沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年沖縄県条例第68号）第18条第9号」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下この条及び第36条の2において「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」に改める。

第15条第1項中「提供する者」の次に「（以下「居宅介護支援事業者等」という。）」を加える。

第36条の次に次の1条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居

宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型訪問介護の基準）

第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号。第181条の2において「指定障害児入所施設等基準条例」という。）第24条に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定めるものとする。

（準用）

第42条の3 第5条、第7条及び前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。

第59条中「及び第32条から」を「、第32条から第36条まで及び第37条から」に改める。

第63条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第65条第4項中「第171条第10項」を「第171条第14項」に改める。

第69条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第79条中「第41条まで」を「第36条まで、第37条から第41条まで」に改める。

第81条第1項を次のように改める。

指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者（以

下この項において「訪問リハビリテーション従業者」という。) の員数は、次に掲げる訪問リハビリテーション従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。

- (1) 医師
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

第82条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第90条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第91条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第92条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第95条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第96条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第113条中「第39条まで」を「第36条まで、第37条から第39条まで」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス（次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第

31号）第88条第3項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定めるものとする。

（準用）

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第116条から第131条まで 削除

第135条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第138条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第142条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第150条第2項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第153条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第168条中「第41条まで」を「第36条まで、第37条から第41条まで」に改める。

第188条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第181条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス基準条例第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（指定障害児入所施設等基準条例第5条第3項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定めるものとする。

（準用）

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節（第168条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第164条に規定する運営規程をいう。第152条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、第152条、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第190条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第191条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所

第192条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第202条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所

第207条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所

第215条第1号中「に関するものを除く。」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院（沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年沖縄県条例第 号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所

第226条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第237条中「第41条まで」を「第36条まで、第37条から第41条まで」に改める。

第238条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第248条中「第41条まで」を「第36条まで、第37条から第41条まで」に改める。

第255条第1号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第256条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第263条中「第35条から第41条まで」を「第35条、第36条、第37条から第41条まで」に改める。

第265条中「第35条から第37条まで」を「第35条、第36条、第37条」に改める。

第276条中「第35条から第41条まで」を「第35条、第36条、第37条から第41条まで」に改め、「「利用者」との次に「、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附則に次の2項を加える。

- 17 第218条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の機能訓練指導員にあっては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かんことができる。
- 18 第220条及び第242条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所、食堂を置かんことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第255条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。
（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が

行うものについては、旧指定居宅サービス等基準条例第90条から第92条まで及び第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、障害福祉サービスの事業所が介護保険の訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護の指定を受ける場合の基準を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。